

伊勢市危機管理計画

平成26年4月修正
伊 勢 市

目 次

第1章 総 則	1
1 目的	1
2 基本理念	1
3 定義	1
第2章 責 務	3
1 危機管理対策統括責任者の責務	3
2 各部局の責務	3
3 危機管理課の責務	3
4 危機管理対応マニュアルの作成	3
第3章 協 力	4
1 市民の協力	4
2 事業者の協力	4
第4章 事前対策	4
1 危機管理の推進体制	4
2 危機の抽出、整理	5
3 職員研修、訓練の実施	5
4 危機発生時における連絡体制の整備	5
5 点検・確認の実施	6
6 関係機関等との連携	6
7 危機に関する情報収集と研究・分析	6
8 ボランティア団体等との協力体制の確立	6
9 市民等への危機意識の啓発	6
第5章 応急対策	7
1 危機発生時の体制及び対応	7
2 活動方針の決定	10
3 市民の安全確保	10
4 関係機関との連携	10
5 市民への情報提供	10
第6章 事後対策	10
1 市民生活の安定	10
2 事後調査・検証の反映、再発防止	10
〈参考〉	11
別表 伊勢市に想定される危機及び所管部局	
資料1 危機管理システムフロー	
資料2 対策本部設置までの対応フロー	
資料3 危機事態発生時の情報連絡・連絡体制フロー	

第1章 総則

1 目的

地方自治体における危機管理の対応の範囲は、自然災害に加え社会的、人為的な事象へと広がってきており、より幅広い対応が求められている。

このため、伊勢市における危機管理の基本的な事項を定め、総合的な危機管理体制の整備を推進することにより、危機による市民の生命、身体及び財産の被害又は損失の防止や軽減を図り、市民の安全と安心を確保することを目的として「伊勢市危機管理計画」を定める。

2 基本理念

市民生活を取り巻く多様な危機への対応は、自らの命は自らが守る『自助』、自分たちのまちは自分たちで守る『共助』、行政による『公助』という考えのもと、市民、事業者、行政がそれぞれの役割を果たし、伊勢市全体として取り組むことが重要である。

『公助』を担う伊勢市は、次の基本理念により、危機管理対策を総合的に推進し、危機への対応力を強化する。

- (1) 実効性のある危機管理体制を構築すること。
- (2) 危機の未然防止に努めること。
- (3) 危機の発生に対し、迅速に対応をすること。
- (4) 危機の発生後の早期回復と危機の再発防止に努めること。
- (5) 市民、事業者及び関係機関等との連携を強化すること。

3 定義

(1) 危機

本計画において「危機」とは「市民の生命、身体及び財産に重大な被害又は損失が生じる事態」及び「市行政の運営に重大な支障が生じる事態」をいう。

これを「災害」、「武力攻撃事態等及び緊急対処事態」及び「危機事案」の三つに大別して定義するものとする。

なお、「災害」、「武力攻撃事態等及び緊急対処事態」の危機については、それぞれの法による計画に基づき対応するため、この計画の対処とする危機からは除くものとする。

① 災害

災害とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項で定められている「暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他そ

の及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害」をいう。

② 武力攻撃事態等及び緊急対処事態

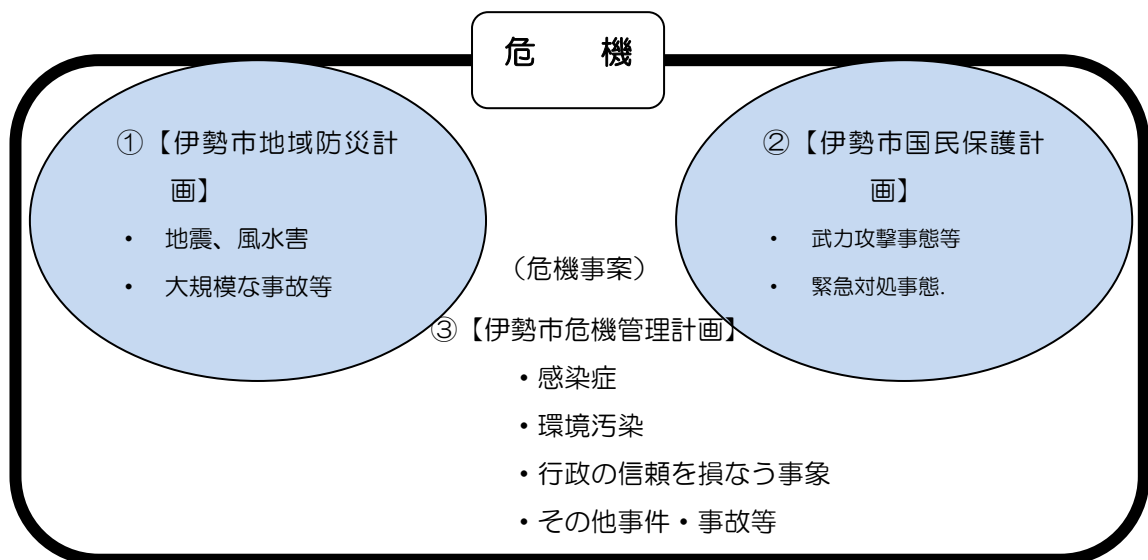
武力攻撃事態等とは、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成15年法律第79号)第2条第2項及び第3項で定められている「武力攻撃事態」及び「武力攻撃予測事態」をいう。

また、緊急対処事態とは、同法第25条第1項で定められている「緊急対処事態」をいう。

③ 危機事案

危機事案とは、「感染症、環境汚染、行政の信頼を損なう事象、その他事件・事故等」、前①、及び②以外の危機をいう。

<参 考> 危機の概念 (相関関係)



(2) 危機管理

危機管理とは、危機の未然防止と危機が発生したときの被害（損失）を最小限に止めるための取組みである。

具体的には、危機の予測・予知に基づく事前対策、危機発生のおそれがあるときの危機の未然防止・回避又は危機が発生したときの被害の最小化・拡大防止のための応急対策、危機収束後の復旧・復興対策及び再発防止等の対策をいう。

第2章 責務

1 危機管理対策統括責任者（副市長）の責務

（1）危機管理対策統括責任者は、市長の命を受けて、危機管理及び市民の安全に係る施策に関する事務を統括する。

（2）危機管理対策統括責任者は、別表により発生した危機の所管部局が明確であっても、被害が大規模で社会的影響が大きく全庁的な対応が必要な危機が発生した場合は、総合調整を行う。

（3）危機管理対策統括責任者は、発生した危機の所管部局が不明確な場合又は所管部局が複数ある場合は、関係部局間の調整を行う。

2 各部局の責務

（1）各部局は、所管が明確な危機が発生した場合には、危機管理対応マニュアルに基づき、関係部局及び関係機関等と連携して当該事態に対処する。

（2）各部局は、発生した危機の所管部局が複数ある場合には、危機管理対策統括責任者の指揮監督のもと、主たる所管部局が総合調整を行い、危機管理対応マニュアルに基づき、危機管理課、関係部局及び関係機関等と連携して当該事態に対処する。

3 危機管理課の責務

危機管理課は、危機管理対策統括責任者の指揮監督のもと、関係部局間の調整等に当たるとともに、所管部局の危機への対処について支援、協力を行う。

4 危機管理対応マニュアルの作成

各部局は、想定する危機に関する事前対策、応急対策及び事後対策を迅速かつ的確に実施するため、危機管理対応マニュアルを作成することとし、危機管理課は、これを支援する。

危機管理対応マニュアルの作成に当たっては、市民の人権の尊重及びプライバシーの保護並びに高齢者、障がい者等災害時要援護者などに十分配慮するとともに、定期的に見直しを行い、実情に即したものとする。

各部局は、作成したマニュアルを危機管理対策統括責任者へ報告するものとする。

第3章 協力

1 市民の協力

市民は、危機に備えて自己の建築物等の安全性の向上、食糧等の備蓄、情報入手手段の確認など、日頃から危機に備えるための自助の手段を講じるとともに、危機に関する訓練や研修に積極的に参加し、自らの安全を確保するための知識を習得するよう努めるものとする。

また、危機管理において、市民は、相互に連携を図るとともに、市の危機管理に積極的に協力するよう努めるものとする。

2 事業者の協力

事業者は、その管理する施設、組織などにおける危機の発生を抑止するとともに、危機発生に備え事業所内の体制整備や食糧等の備蓄などを行なうよう努めるものとする。

また、危機管理において、事業者も地域社会の一構成員として、積極的に市民、地域の防災組織などと相互に連携・協力し、共助に努めるものとする。

第4章 事前対策

1 危機管理の推進体制

(1) 対象機関

この計画の対象機関は、市長部局、検査室、会計課、総合支所、議会事務局、消防本部、消防署、病院及び各行政委員会（以下「部局」という。）とする。

(2) 危機管理推進会議の設置

伊勢市の危機管理の一層の充実と推進体制の強化を図るため、庁内に「伊勢市危機管理推進会議」を設置する。

この会議は、会長、副会長及び委員をもって組織し、会長は市長、副会長は副市長及び危機管理部長、委員は、総務部長、情報戦略局長、環境生活部長、健康福祉部長、産業観光部長、都市整備部長、上下水道部長、教育長、消防長、会計管理者、二見総合支所長、小俣総合支所長、御園総合支所長、病院事業管理者及びその他市長が指定する職員をもって充てるものとする。

(3) 伊勢市危機管理担当者の設置

市長は危機管理の総責任者として、この計画に基づき危機管理対策を強力に推進する責務を負う。その推進のため、市長は次のとおり危機管理担当者を置き、市長の行う危機管理対策を補佐させる。

① 危機管理対策統括責任者（副市長）

危機管理対策統括責任者である副市長は、市における危機管理対策を強力に推進するため、部局等危機管理責任者と連携を図りながら、危機管理対策に関する事務を統括する。

また、必要に応じ、市長に対し、危機管理対策に関する必要な措置について意見具申を行う。

緊急時には、初動応急対応の指揮をとり、関係機関との連携を図る。

② 危機管理責任者

ア 部局危機管理責任者（部局の長）

部局の長は、部局の危機管理責任者として、部局における危機管理体制の整備、及び部局が主管する危機への適切な対応に関する事務を統括する。

緊急時には、部局が行う危機対応の指揮をとる。

イ 所属危機管理責任者（各所属長）

各所属の長は、所属の危機管理責任者として、積極的に部局等危機管理責任者を補佐し、所属における危機管理体制の整備、及び所属が主管する危機への適切な対応に関する事務を統括する。

また、部局が所管する危機への適切な対応に資せるよう、所属職員を指揮監督し、危機管理課、関係部局、対策本部等との連絡調整を行う。

2 危機の抽出、整理

各部局は、危機発生時に想定する個別事態についてあらかじめ抽出、整理を行い、被害の未然防止と軽減に努めるとともに、危機発生時の円滑な応急対策の実施に備える。

3 職員研修、訓練の実施

各部局は、職員一人ひとりの危機意識の向上を図るため、想定する危機に応じた研修、訓練を計画的に実施する。

なお、訓練終了後には検証を実施し、計画やマニュアルに反映するものとする。

4 危機発生時における連絡体制の整備

各部局は、緊急時の情報連絡体制を整備し、その内容を速やかに市長、副市長及び危機管理課へ報告するとともに、関係部局及び必要に応じ職員に周知するものとする。

また、危機の発生は予測不可能であることから、特に、勤務時間外にお

ける緊急連絡体制を整備するものとする。

5 点検・確認の実施

各部局は、緊急時の資機材や設備などについて、常に使用できるよう点検・整備しておくものとする。

また、各部局が所管する施設等については、常に異常や危険箇所の発見に努め、危機の発生抑止に努めるものとする。

6 関係機関等との連携

各部局は、想定する危機発生時の応急対策が円滑に実施できるよう、危機発生時における活動や連絡等に関して、三重県、伊勢警察署、消防機関、医療機関などの関係機関等と日頃から連携を密にする。

7 危機に関する情報収集と研究・分析

各部局は、平素から、危機発生に関する要因・危険度・被害などについて調査・研究を行い、危機に対する予防・被害の軽減などの対策に反映させるものとする。

また、予測される危機に関する情報の収集に努めるとともに、収集した情報については、必要に応じて関係部局へ提供するものとする。

8 ボランティア団体等との協力体制の確立

危機発生時にボランティアが活動しやすい環境の整備を進めるとともに、ボランティア団体等との信頼関係を確立し、連携・協力の体制づくりを推進するものとする。

9 市民等への危機意識の啓発

市民と行政が一体となって危機に備えることが重要であることから、市は、危機管理に関する知識・技術などの情報を提供し、危機に対する意識の啓発を図るものとする。

第5章 応急対策

1 危機発生時の体制及び対応

発生した危機に適切に対処するため、危機レベルと体制を以下のとおりとし、動員対応は、市地域防災計画を準用し、応援や協力など対処に必要な活動は、災害対策本部体制の事務分掌等を準用する。なお、この体制は原則であり、危機の特殊性により柔軟な運用を図ることとする。

I. 危機レベルと体制

危機が発生した場合、危機の規模や被害状況により、2つのレベルに分け、各危機レベルでの体制等は、以下のとおりとする。

危機レベル		動員配備体制	責任者
レベル1 (小規模被害)	業務執行における課題、トラブル等、所管部局長が判断するもの	所管部局等 危機対策本部	所管部局長
レベル2 (大規模被害)	市民の健康、生命、生活環境に影響を及ぼす事態など、被害の規模、影響、範囲等から考えて、トップの判断のもとに対応をしていく必要があるもの (拡大が予測されるような場合も含む)	危機対策本部 (全庁対応)	危機対策本部長 (市長) ※対策本部の構成 伊勢市地域防災計画(災害対策本部)に準拠する

II. 危機発生時の対応等(初動体制の確立と動員体制)

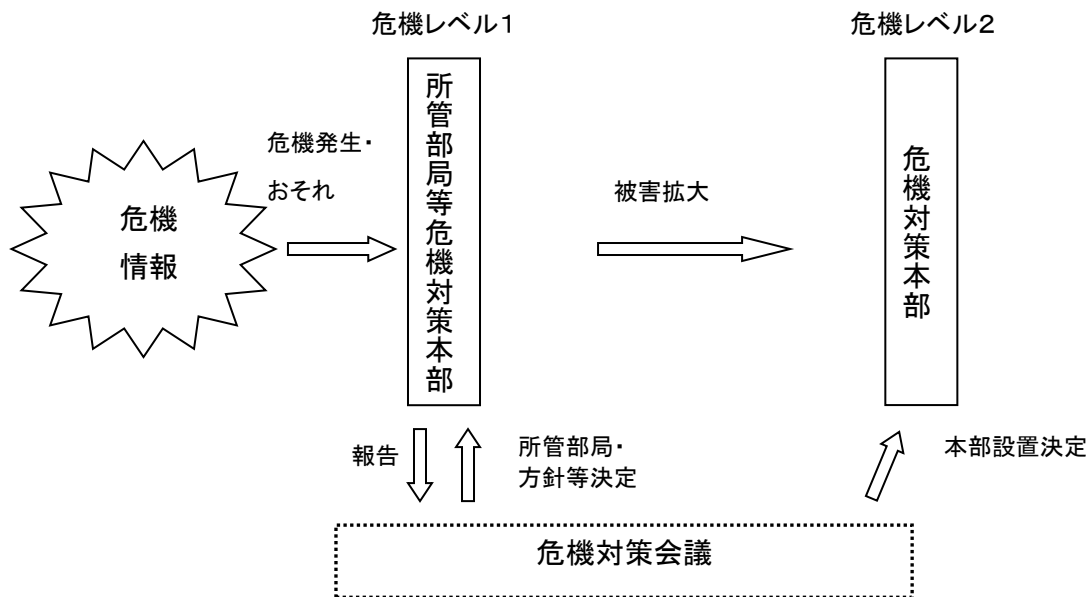
1) 危機レベル1(小規模被害)

危機が発生又はそのおそれがあり、危機事案の所管部局で対応ができる場合は、所管部局長を本部長とする「所管部局等危機対策本部」を設置し、所管部局を中心に情報収集や危機への対処を行う。所管部局で初動体制を敷き、情報収集や危機への対処を行う。なお、所管部局が不明確な場合等必要に応じて「危機対策会議」を設置し、危機対策会議は、所管部局等の決定や「危機対策本部」移行への決定や指示をする。

2) 危機レベル2(大規模被害)

被害が相当拡大し、社会的な影響が大きく全市的な対応が必要な場合は、市長を本部長とする「危機対策本部」を設置し、情報収集や危機への対処を行う。なお、所管部局が不明確な場合等必要に応じて「危機対策会議」を設置して所管部局等を決定する。対策本部移行後は当会議を解散する。危機発生時の対応と体制の流れは、資料2・資料3のとおりとする。

図1 危機活動体制のイメージ



Ⅲ. 危機発生時の対応と役割

1) 所管部局及び危機管理課の役割

- ① 事件や事故等の危機が発生した場合、所管部局は直ちに市長・副市長及び危機管理課などへ連絡する。
- ② 危機発生 of 報告を受けた場合、危機管理課は、必要に応じて危機対策会議を立ち上げる。
- ③ 所管部局が明確な危機の発生した場合は、当該所管部局が中心となって対処する。
- ④ 所管部局が不明確な危機が発生した場合は、危機管理課が対処するが、危機対策会議において所管部局が決定したとき又は初動対応が完了したときは所管部局で引継ぎ、対処する。
- ⑤ 所管部局が複数にまたがる場合は、各所管部局が対処するが、危機対策会議において主たる所管部局が決定したとき又は初動対応が完了したときは、当該所管部局で引継ぎ、関係部局と連携し対処する。

緊急時の所管部局や危機管理課等の組織対応は、資料2と資料3のとおりとする。

2) 危機対策会議、所管部局等危機対策本部及び危機対策本部の役割

① 危機対策会議

危機が発生し又はそのおそれがある場合、情報の収集を図るとともに、対策等を実施するため、所管部局が中心となって対応するが、所管部局等が不明確な場合等必要に応じて、危機対策会議を設置し、所管部局等を決定する。また、

被害が相当拡大又はそのおそれがある場合には、当会議を開催し、配備体制の助言や対策本部設置の決定や指示をする。対策本部移行後は当会議を解散する。危機管理の総合調整・組織体制の支援と推進を図るもので、危機対策会議の庶務は危機管理課において処理する。

- 《構成》 ・会 長… 副市長
・副会長… 危機管理部長
・委 員… その他副市長が指名した部局長
・事務局… 危機管理課

- 《事務》 ・危機管理の所管部・課の決定、体制の調整、配備体制への助言
・危機情報の収集など
・危機対策本部設置への移行決定・指示

② 所管部局等危機対策本部

対象となる危機の被害の拡大が予想される場合など、応急対策を体系的総合的に実施する必要があるときに設置する。

所管部局等危機対策本部の事務局は、所管部局で行う。

- 《構成》 ・本 部 長… 所管部局長
・副本部長… 関係部局長、所管部局次長・参事
・本 部 員… 所管部局各課長

- 《事務》 ・情報収集、対応方針の協議・決定、危機対策本部への移行、所管部局等危機対策本部の廃止、市民・マスコミ対応、関係機関との連絡調整等

③ 危機対策本部

対象となる危機の被害が甚大又は拡大が予想され、社会的影響の大きい場合等、応急対策を体系的総合的に実施する必要があるときに設置する。

大規模被害の発生又は甚大の場合の全庁的な危機管理体制で、危機対策本部の事務局は、所管部局及び危機管理課で行う。

- 《構成》 ・本 部 長… 市長
・副本部長… 副市長、危機管理部長
・本 部 員… 総務部長、情報戦略局長、環境生活部長、健康福祉部長、産業観光部長、都市整備部長、上下水道部長、教育部長、消防長、会計管理者、病院事務部長等

- 《事務》 ・情報収集、対応方針の協議・決定、市民・マスコミ対応、関係機関との連絡調整等

2 活動方針の決定

危機発生時には、対策本部等は、速やかに必要な情報を収集・分析し、この結果に基づき的確な活動方針を決定する。また、これを周知徹底し、確実に緊急対策を実施する。

3 市民の安全確保

対策本部等は、危機の発生現場及び周辺地域において、緊急性がある場合には避難指示や警戒区域等の設定、救援の実施など市民の安全確保のため、最善の措置を講じるものとする。

4 関係機関との連携

対策本部等は、平素から構築している関係機関との連絡手段等を用いて速やかに情報提供及び情報共有を図るものとする。

なお、その危機の内容や規模、被害状況に応じて、所定の手続をもって応援を得られるよう努めるものとする。

5 市民への情報提供

危機発生時には、危機に関する情報や被害情報など市民が必要とする情報は、あらゆる広報手段を活用し、迅速かつ的確に提供する。また、情報内容はできる限りわかりやすく、市民の立場に立った情報となるよう努めるものとする。

第6章 事後対策

1 市民生活の安定

危機の収束後には、市及び関係機関等は相互に協力して、被害者等の生活支援、地域経済の復旧支援等を行い、市民の生活の早期回復と自力復旧の促進に努めるものとする。

2 事後調査・検証の反映、再発防止

危機の収束後、市は、危機管理全体について総合的な調査・検証を行い、発生原因やその予防、被害の軽減などの改善策を各計画やマニュアルに反映させるものとする。

各部局等は、危機の事後評価や類似事案に対する図上訓練等を通じて、常に計画やマニュアルを点検・見直しを行うとともに、職員への周知を図り、修正した計画やマニュアルを危機管理対策統括責任者へ報告するものとする。

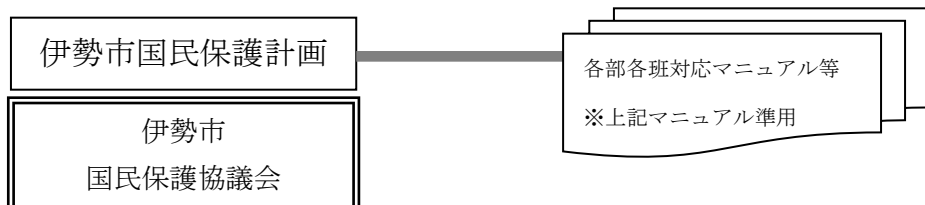
<参考>

○ 危機に対する計画等（第1章）

① 災害



② 武力攻撃事態等及び緊急処理事態



③ 危機事案



別表 伊勢市に想定される危機及び所管部局

市民の生命・財産等に被害を与える危機と行政運営の支障・信頼失態につながる危機について、下記のとおり分類した。

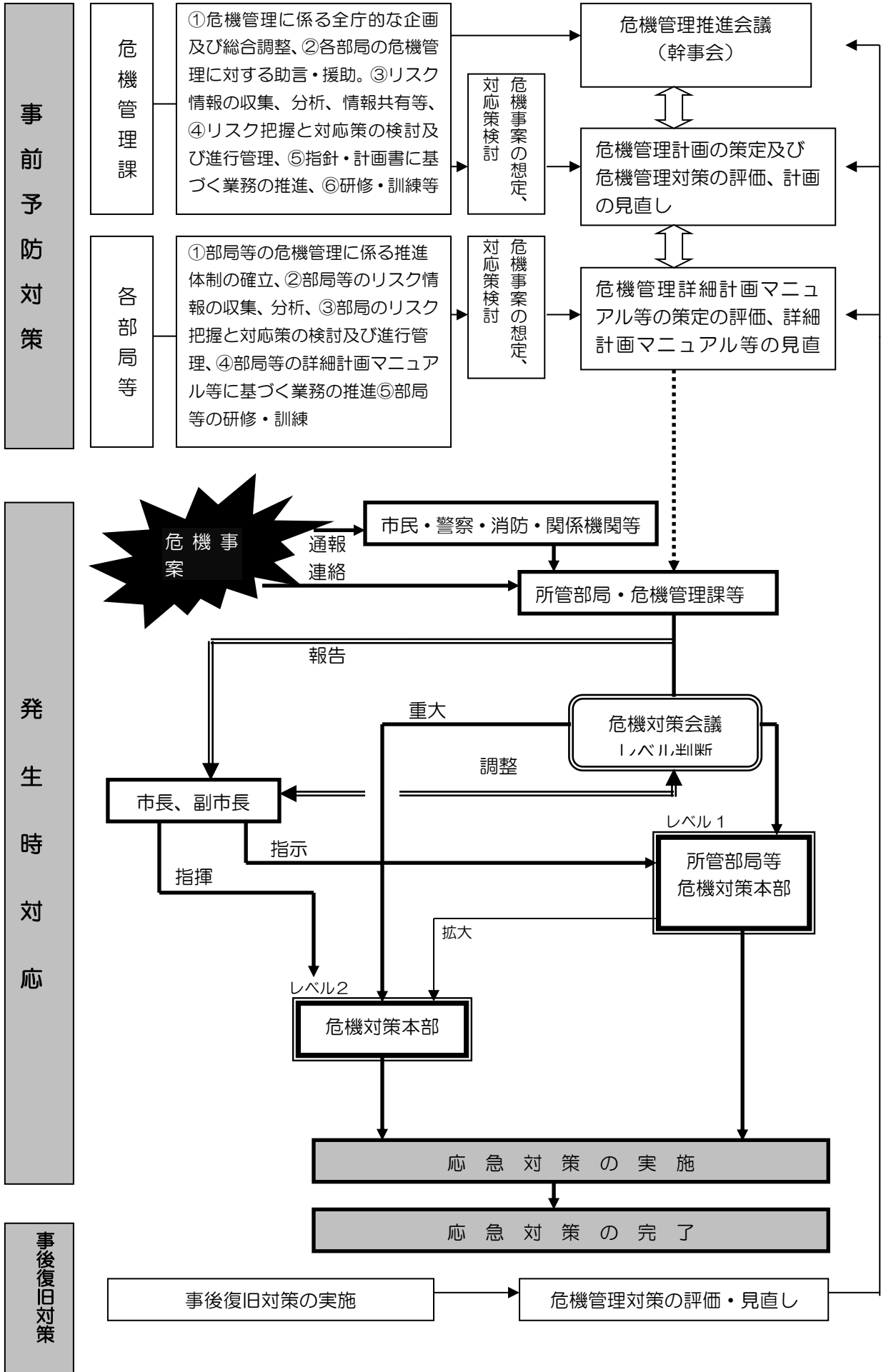
想定される危機		所管部局	
A	甚大な自然災害	大地震	
		巨大台風 暴風雨・集中豪雨 河川氾濫 竜巻・旋風	
		落雷 大雪・凍結	
B	特殊災害（大規模事故）	ビル・大規模店舗火災 広域火災・山林火災・大規模住宅火災 ガス爆発	
		危険物・有害物質の流出・爆発 不発弾の発見・処理	
		放射性物質の漏えい・流出	
		大規模停電（電力供給停止） 大規模断水（水供給停止） 大規模なガス供給停止	
C	武力攻撃・緊急対処事態	着時揚陸侵攻 ゲリラや特殊部隊による攻撃 弾道ミサイル攻撃 航空攻撃	
		多数が集まる施設や大量輸送機関へのテロ・攻撃	
D	不当要求行為等	対行政業務妨害・不当要求・威圧行為	※不当要求行為等対応マニュアルで対応する
E	健康危機	家畜伝染病（BSE、鳥インフルエンザ）などの影響	農林水産課
		新型インフルエンザ	健康課
		飲料水による健康被害 学校給食による食中毒	上下水道部 教育委員会
		毒物薬剤被害	消防本部
F	生活上の危機	大気汚染・土壌汚染・水質汚濁等環境汚染	環境課、農林水産課、上下水道部、消防本部
		食品等への異物混入事件・事故 経済の急激な悪化	商工労政課

G	自治体管理下の事故	主催イベントでの事故・事件	イベント開催課
		市所管施設における事件・事故	危機の発生した施設等所管課
		医療施設における事件・事故、院内感染	病院総務課
		公共工事による大規模な事故 市管理道路・河川施設に係る事故	都市整備部、産業観光部
		学校園における事件・事故 幼児・児童・生徒に対する危害	教育委員会
		公金管理に係る事件・事故	会計課
		公務中の交通事故	管財契約課
		市長などへの危害	秘書課
J	自治体施設での事件	自治体施設での犯罪・被害	危機の発生した施設等所管課
K	不祥事	職員個人の犯罪	職員課
		入札での不祥事（談合・不正契約）	管財契約課
L	情報セキュリティー	個人情報漏えい	危機の発生した課
		公文書の紛失・データ消去 情報システム障害・停止 コンピューターウイルス サイバーテロ	総務課

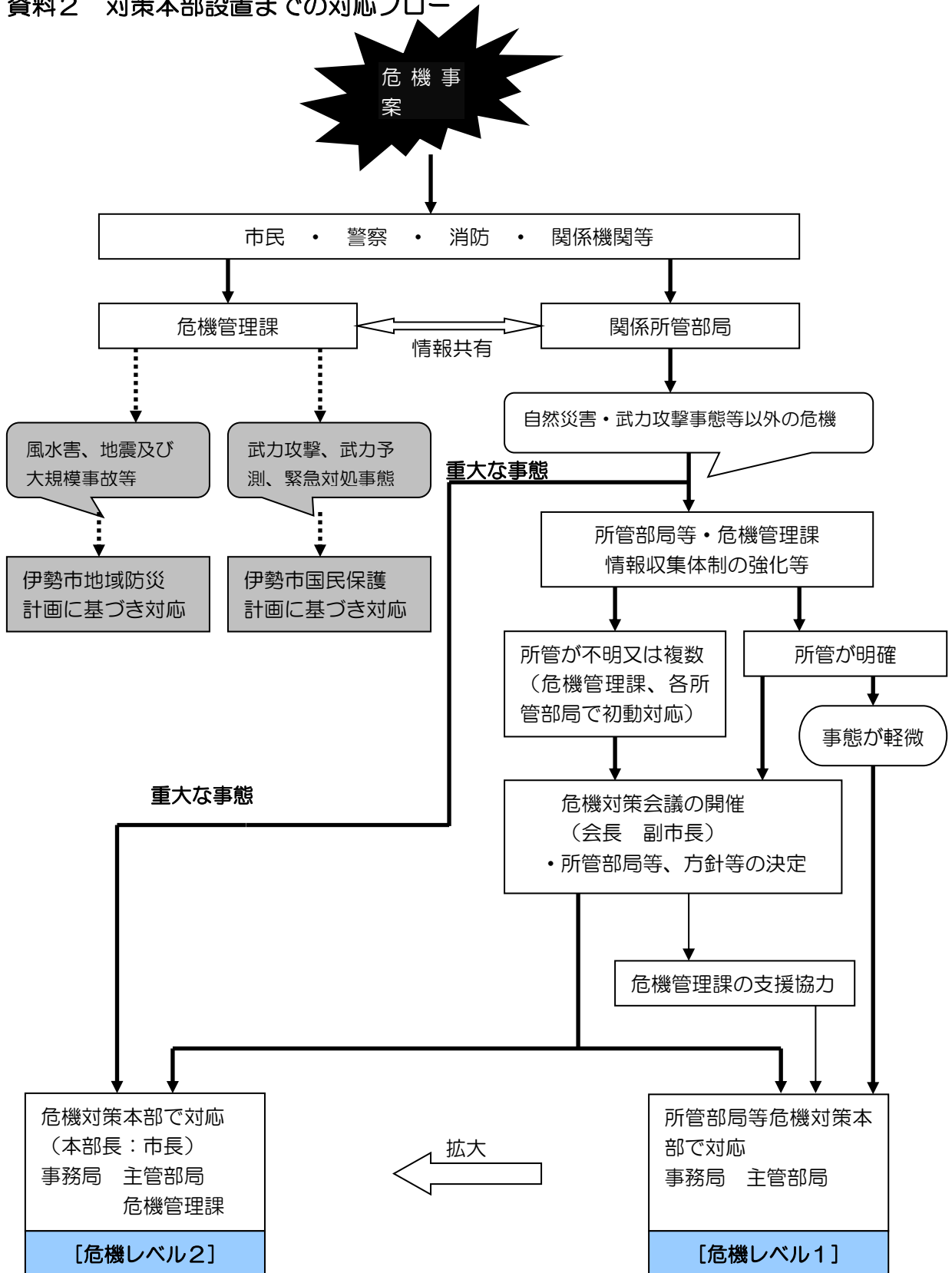
※ A及びBについては、伊勢市地域防災計画で対応する。

※ Cは伊勢市国民保護計画で対応する。

資料1 危機管理システムフロー

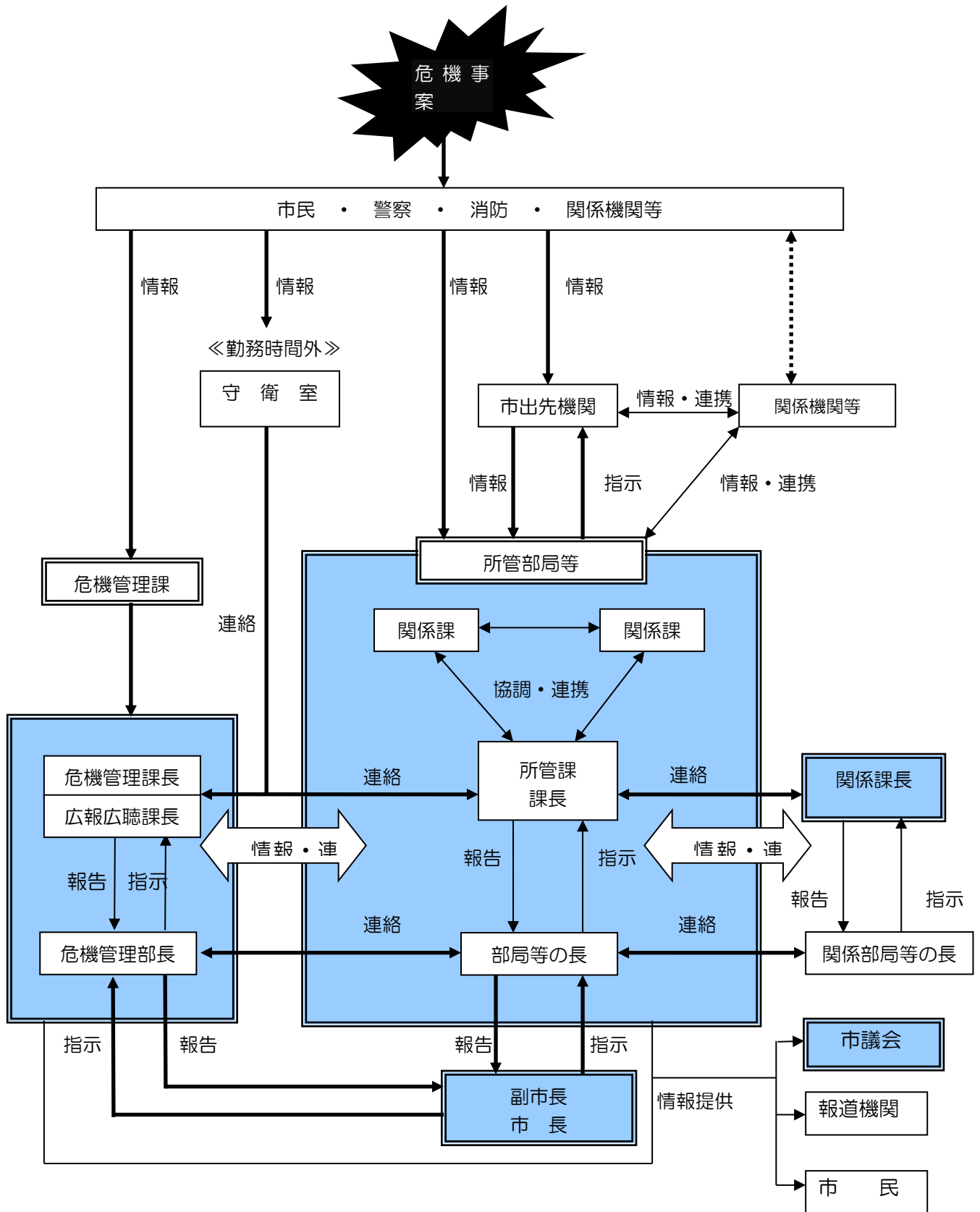


資料2 対策本部設置までの対応フロー



※ 動員対応は、伊勢市地域防災計画に基づく職員配備計画を基準とし、配備については、事態の状況に応じ危機対策本部会議で決定するものとする。

資料3 危機事態発生時の情報連絡・連携体制フロー



※勤務時間外の情報は、守衛室から危機管理課職員及び各所管部局課長等に通報する。